

食の安全・監視市民委員会  
食の安全・市民ホットライン  
代表 神山 美智子 様

東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課

平成 26 年 9 月 18 日付「学校給食の異物混入問題に対する公開質問状」につきまして、  
下記のとおり回答いたします。

記

1. 安全・安心な学校給食を提供する観点から、学校栄養職員研修の中で、衛生管理指導に関する項目として研修内容に取り入れている。
2. 学校給食は、文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」に基づき実施されており、東京都独自の条例・規則が定められているわけではない。  
一方、東京都の「食品衛生法施行条例」は、厚生労働省が定める「食品衛生法」に基づくが、法では対象者を広く「食品等事業者」としているため、学校給食に限定された「学校給食衛生管理基準」と単純に比較することはできない。
3. 東京都教育委員会では、平成 18 年 3 月に「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」を策定した。学校給食における異物混入については、「第 2 部 学校給食編 第 4 章」において、緊急連絡体制、学校の初動対応、保護者への対応、学校経営支援センターへの連絡、管轄保健所への連絡等について記載している。
4. [http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p\\_gakko/p\\_kenko.html](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/p_kenko.html)
5. 3に同じ